

---

プロジェクト	資金決済法上の「電子決済手段」の発行・保有等に係る会計上の取扱い
項目	第 151 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

---

## 本資料の目的

1. 本資料は、第 151 回実務対応専門委員会（2022 年 11 月 2 日開催）で議論された、改正資金決済に関する法律第 2 条第 5 項第 3 号において規定される電子決済手段（以下「第 3 号電子決済手段」という。）の発行及び保有の会計処理に関する事務局の分析について、聞かれた意見をまとめたものである。

## 事務局の分析について聞かれた意見

### （保有者における会計処理）

#### 性質

2. 第 3 号電子決済手段は、金銭信託の受益権で、預貯金により管理される点に関して、利息が発生し当該利息を分配する可能性がある場合、その性質を判断するにあたって重要な要素になると考えられるため、ご確認いただきたい。なお、仮に利息や分配が発生したとしても、重要性がないと整理できる可能性はあると考えるが、その場合には、送金・決済手段としての性質を重視して会計処理を判断したということを明確にする必要があると考える。
3. 第 3 号電子決済手段について、預貯金により管理される点に関して、当該預貯金には外貨預金は含まれないか確認したい。
4. 特定信託会社に関してどのような会社が想定され、どのような目的で第 3 号電子決済手段を発行することが想定されているのか確認したい。

#### 会計処理

5. 第 3 号電子決済手段の認識と測定について、第 1 号電子決済手段と同様の取扱いとする事務局の提案に同意する。
6. 日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」第64項及び実務対応報告第23号Q2Aでは、「合同運用の金銭の信託のうち預金と同様の性格を

有するものは、取得原価をもって貸借対照表価額とする」とされている。第3号電子決済手段も形式的には上記に該当すると考えられるため、基準化にあたっては、異なる会計処理とする理由について記述する必要があると考える。

#### その他

7. 第1号電子決済手段から第3号電子決済手段について、仲介者による電子決済手段の預託が想定される場合、仲介者の会計処理を定める必要がないかご検討いただきたい。

以 上